

施術管理者の届出（申出）について（各種手続き一覧早見表）

	確約書 様式第1号	施術所 届出書 様式第2号	同意書 (勤務者追加等) 様式第2号の2	誓約書 様式第2号の3	変更届出書 様式第4号	1 施術管理者 選任証明	2 免許証 (写)	3 開設届 (写)	3 廃止届 (写)	3 変更届 (写)	5 勤務形態 確認票	6 欠格事由 に該当 しない旨 の申出書	実務経験 期間証明書 (写)	施術管理者 研修修了証 (写)	その他
								保健所(交付)							
1 受領委任を新たに取り扱うとき					-				-	-					-
2 施術管理者が変更したとき									-				7	7	-
3 新たに柔道整復師を雇用したとき 又は勤務柔道整復師が退職したとき	-	-	雇用のみ	-		-	雇用のみ	-	-		-	-	-	-	-
4 開設者のみ変更があったとき	-	-	-				-		-	-	-	-	-	-	-
5 施術所の名称、電話番号等を 変更したとき	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-	-
6 4 施術所の所在地を変更したとき													8	8	-
7 施術管理者の氏名を変更したとき	-	-	-	-		-	変更後	-	-		-	-	-	-	-
8 施術所を廃止したとき	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 施術管理者が死亡したとき	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	死亡の確認できる書類 (住民票除票・死亡診断書など)

・・・必要なもの 　・・・いずれか該当する場合に必要なもの

- 1 開設者が管理者以外の人（管理者が代表を務める法人に変わる場合も含む。）に変更するときは必要だが、開設者が管理者本人に変わる場合は不要。
- 2 申請書類の様式第2号の2を申請する場合は、その勤務柔道整復師の免許証の写しを合わせて添付すること。
- 3 保健所が交付したものの写しを添付すること。申請内容によって、保健所が交付するものが異なるので注意すること。
- 4 施術所の移転は、旧施術所の廃止年月日と新施術所の開設年月日の間が概ね2週間以内であること。また、2週間以内に北海道厚生局へ届け出ること。  
条件を満たさない場合、受領委任の登録年月日（受領委任の取扱いの開始日）は、新規の届出と同様に、北海道厚生局への届出年月日となるので注意すること。
- 5 複数の施術所の施術管理者となる場合は添付すること。
- 6 受領委任の登録又は承諾にあたり、北海道厚生局長又は北海道知事からの求めがあった場合に添付すること。
- 7 新たに受領委任の取扱いを行う施術管理者となる者について添付すること。
- 8 新たに受領委任の取扱いを行う施術管理者となる者について添付すること。施術管理者としての継続性がある場合は、添付不要。